

特記仕様書

1 事業名

弟子屈地区エゾシカ誘引捕獲森林被害緊急対策事業（管理型捕獲）

2 目的

根釧西部森林管理署管内の弟子屈地区国有林では、樹木の食害などエゾシカによる森林被害が発生している。

弟子屈地区においては、樹木の被害に加え農業被害が顕著であるなどエゾシカ被害は深刻であることから、当該地域については、銃猟による捕獲が適切ではない箇所において、囲いわなによりエゾシカ捕獲業務を実施する。

なお、捕獲個体の処理については、食肉利用を前提にするものとし、ジビ工利用の可能性拡大に努めるものである。

3 事業内容

（1）計画準備

① 事業計画書の提出

事業を完成させるために必要な手順等の以下の項目について事業計画書を事業着手前に監督職員に提出すること。

（ア）計画工程表

（イ）現場組織表（わな猟免許所有者、受け入れ先、下請け者等を含む）

（ウ）安全管理

（エ）その他

② 許可の申請等

事業の実施に当たっては、監督職員との協議のもとに根釧西部森林管理署が以下の手続きを行うので協力すること。

（ア）地元自治体、関係機関等との連絡調整

（イ）鳥獣の捕獲等の許可の申請

（2）囲いわなの構造

① 囲いわなの形状等については、原則として、「囲いわな模式図」に示す構造とする。

② 囲いわなに使用する部材等については、事業明細書に記載されているものを標準とし、監督職員との協議の上、同等品に変更ができる。

③ 囲いわな模式図で示した囲いわなの形状は標準例であり、現地の地形やエゾシカの移動経路の状況等により形状を変更することが適当と判断する場合は、監督職員との協議の上変更することができる。

④ 自社で所有している資材が調達資材と同等又はそれ以上の機能・性能を有していると監督職員が認めた場合は、その資材を代用することができる。

⑤ 落とし扉には、ICT自動捕獲装置を設置し、通信契約は受託者が行うものとする。

(3) 捕獲

- ① 納餌及び捕獲は、次表を標準として、エゾシカの生息状況等を踏まえ、監督職員との協議により実施すること。なお、予定回数を上回って実施することは妨げない。

(回)

	11月		12月			1月			2月			3月	計
	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	
給 餌	0	1	1	2	2	1	2	2	2	2	2	0	17
捕 獲	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	9

- ② 捕獲は、車両進入時のエゾシカの警戒心を無くす為、遠隔操作捕獲装置により行う。なお、既存の情報から得たエゾシカが多数出没する時間帯での監視の下、2時間の範囲内で最大頭数を捕獲するものとする。

(4) 納餌

給餌は、捕獲前から行うこととし、十分にエゾシカを餌に慣れさせるものとする。

給餌は、エゾシカの誘引具合等から、数量及び頻度を調整して実施するものとする。

餌の種類は、ペレット飼料を主とするが、他の餌も試し誘引状況により適宜変更を行うものとする。

使用する餌については、事業明細書を標準とするが、エゾシカの誘引具合等から監督職員との協議の上、適宜変更できるものとする。

(5) 搬出・個体処理

捕獲個体の搬出は、個体に傷がつかないよう配慮することとし、食肉加工施設に引き渡すなど、食肉利用の拡大に努めることとする。ただし、引き渡しに際し一切の代金を受領してはならない。

有効利用出来ない個体の処理については、市町村の指示に従った適切な方法により処分を行うこととする。

(6) 生息等調査

エゾシカの捕獲に当たり、越冬地等のエゾシカが寄り集まる生息地に大型囲いわな設置して捕獲事業を実施しているが、越冬期間外のエゾシカの生息状況等について情報が少ないことから、今後の効率的な捕獲履行期間等の検討資料とするため、自動撮影カメラによる生息状況の確認を行うものである。

① 場所の選定

ア 鳥獣が通りやすいと考えられる獣道及び餌場などの痕跡が見られる箇所、わな付近等を選定すること。

イ 特に直射日光や木漏れ日等が当たらないように注意しなければならない。

② 装置の設置

ア 自動撮影カメラの設置は、受託者の責任において実施しなければならない。

イ 撮影場所が適切に写るよう方向、角度に注意して設置しなければならない。

ウ 自動撮影カメラが動かないように、杭や木の幹等にしっかり固定しなければならぬ

い。

- 工 自動撮影カメラの設置後に、撮影範囲等の設定を確認しなければならない。
- 才 自動撮影カメラの設置後に、試し撮りを行い、正常に撮影できることを確認しなければならない。
- 力 自動撮影カメラは、根釧西部森林管理署より貸与する。

4 報告書

- (1) わな設置から捕獲及び搬出までの実施状況を報告書にまとめること。また、報告書に捕獲事業で得た情報等を取りまとめ、次年度以降の事業実施に使用可能な手順を記すこととする。
 - ア 本捕獲事業の実施結果（準備から完了まで）
 - イ 囲いわなへのエゾシカの誘引状況
 - ウ その他必要事項

報告書は1部（A4サイズ、写真や図表についてはカラーにすること）及び電子データ（DVD-R等1枚）を提出すること。
- (2) 成果物に絶滅危惧種等の詳細な位置情報を表記する必要がある場合については、事前に監督職員と協議すること。

(3) 電子データの仕様

- ① Microsoft社 Windows10上で表示可能なものとする。
- ② 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - (1) 文書：ワープロソフト Microsoft社 Word
 - (2) 表計算：表計算ソフト Microsoft社 Excel
 - (3) 画像：J P E G型式
- ③ 成果品の格納媒体(DVD-R等)については、事業名称等を格納ケース及び媒体に必ず付記すること。
- ④ 文字ポイント等、統一的な事項に関しては監督職員の指示に従うこと。
なお、成果品納入後に、受託者側の責めによる不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

5 購入物品および物品管理について

事業明細書に記載されている購入物品については、受託者が調達するものとする。購入物品は、監督職員が同等品と認めた場合に限り変更できるものとする。

委託経費内で購入した物品について、繰り返し使用に耐えうるものについては、事業終了後、根釧西部森林管理署に返還するものとし、事業実施中は適切な管理を行うものとする。

また、貸与物品や調達物品について、返還時に損傷等の点検を自社又は第三者機関により行うこととする。

なお、損傷等により使用できなくなった場合には、契約書第28条第7項の規定によるものとする。

6 その他

特記仕様書及び共通仕様書に記載がないことについては、監督職員との協議により実施するものとし、協議内容を書面に記し提出するものとする。

弟子屈地区エゾシカ誘引捕獲森林被害緊急対策 事業（管理型捕獲） 位置図



令和7年度

事業名 弟子屈地区エゾシカ誘引捕獲森林被害緊急対策事業(管理型捕獲)
付託仕訳書

北海道森林管理局
根釧西部森林管理署

事業費集計表

事業名 弟子屈地区エゾシカ誘引捕獲森林被害緊急対策事業(管理型捕獲)

事業費積算構成表

No.	1					
工種	種別	単位	数量	単価	金額	備考
直接事業費	誘引捕獲(大型 囲いわな)	式	1.00			
直接事業費計						
共通仮設費		式	1.00			
現場管理費等		式	1.00			
間接費計						
事業原価						
一般管理費		式	1.00			
その他の直接経費		式	1.00			
事業価格						
備考						

事業費明細表

事業費明細表

割増単価表

No. 1 囲いわな設置

作成单位

10.0m 当たり

(構造)

計

単 価 1.0m 当たり

単価のうち労務費の金額

単価のうち形成材料の金額

(備考)

割増単価表

No. 2 囲いわな撤去

作成单位

10.0m 当たり

(構造)

計

単 価 1.0m 当たり

単価のうち労務費の金額

単価のうち形成材料の金額

(備考)

割増単価表

No. 3 仕分け部足場部(設置・撤去)

作成单位

100掛m² 当たり

(構造)

(備考)

割増単価表

No. 4 自動捕獲裝置設置・撤去

作成单位

10式 当たり

(構造) ロボット丸見えホカクン

計

単 価 1式 当たり

単価のうち労務費の金額

単価のうち形成材料の金額

(備考)

割増単価表

单 価 表

No. 6 遠隔捕獲作業

作成单位

1回当たり

(構造)

計

単 価 1回 当たり

単価のうち労務費の金額

単価のうち形成材料の金額

(備考)

割増単価表

No. 7 追い込み・仕分け作業

作成单位

1回当たり

(構造)

(備考)

割増単価表

No. 8 構内除雪(人力)

作成单位

10.0m³ 当たり

(構造)

(備考)

单 価 表

No. 9 運搬費(囲いわな資材)

作成单位

1回当たり

(構造) 4209林班(既設)~4297林(新設)まで 9.30km

割増単価表

No. 10 運搬費(囲いわな資材)

作成单位

1回当たり

(構造) 弟子屈森林事務所倉庫～現場間 24.1km

单 価 表

No. 11 遠隔捕獲装置サーバー利用・通信費

作成单位

1ヶ月当たり

(構造) ロボットまるみえホカクン

計

単 価 1カ月当たり

単価のうち労務費の金額

単価のうち形成材料の金額

(備考)

单 価 表

No. 12 誘引用餌(ルーサンペレット)

作成单位

1袋 当たり

(構造) (1袋40kg入り)

計

単 価 1袋 当たり

単価のうち労務費の金額

単価のうち形成材料の金額

(備考)

单 価 表

No. 13 中小型トラック運転経費

作成单位

1時間当たり

(構造) ガソリンエンジン駆動／最大積載質量750kg

割増単価表

No. 14 自動撮影カメラ設置・撤去

作成单位

10.0台当たり

(構造)

(備考)

割増単価表

No. 15 | 自動撮影カメラ見回り

作成单位

1.0回 当たり

(構造)

(備考)

单 価 表

No. 16 ライトバン運転経費

作成单位

1.0時間当たり

(構造) 二輪駆動/排氣量1.5L

貸与資材一覧

工種	名称	規格	単位	数量	摘要
大型囲いわな	単管パイプ	φ 48.6mm L1.5m t2.4mm	本	32.00	
大型囲いわな	単管パイプ	φ 48.6mm L2.5m t2.4mm	本	1.00	
大型囲いわな	単管パイプ	φ 48.6mm L3.0m t2.4mm	本	24.00	
大型囲いわな	単管パイプ	φ 48.6mm L4.0m t2.4mm	本	32.00	
大型囲いわな	単管パイプ	φ 48.6mm L5.5m t2.4mm	本	6.00	
大型囲いわな	自在クランプ	φ 48.6mm用	個	59.00	
大型囲いわな	直行クランプ	φ 48.6mm用	個	106.00	
大型囲いわな	垂木止めクランプ	φ 48.6mm用	個	100.00	
大型囲いわな	単管打込キャップ	φ 48.6mm用	個	26.00	
大型囲いわな	単管打込ミサイル	φ 48.6mm用	個	26.00	
大型囲いわな	型枠合板	塗装品12mm × 900mm × 1800mm	枚	88.00	
大型囲いわな	正割材	45mm × 45mm × 3650mm	本	43.00	
大型囲いわな	丁番	64mm × 40mm × 0.9mm	個	2.00	
大型囲いわな	丸落し	ユニクロメッキ150mm	個	2.00	
大型囲いわな	公団取手	ヘアーライン大120	個	2.00	
大型囲いわな	滑車	シャックル式	個	5.00	
大型囲いわな	滑車	クランプ式	個	5.00	
大型囲いわな	鋼より線	φ 6mm (落とし扉用)	m	45.00	
大型囲いわな	単管パイプ	φ 48.6mm L1.5m t2.4mm	本	13.00	仕分け部足場用
大型囲いわな	単管パイプ	φ 48.6mm L3.0m t2.4mm	本	1.00	仕分け部足場用
大型囲いわな	単管パイプ	φ 48.6mm L4.0m t2.4mm	本	4.00	仕分け部足場用
大型囲いわな	単管パイプ	φ 48.6mm L5.5m t2.4mm	本	2.00	仕分け部足場用
大型囲いわな	自在クランプ	φ 48.6mm用	個	10.00	仕分け部足場用
大型囲いわな	直行クランプ	φ 48.6mm用	個	33.00	仕分け部足場用
大型囲いわな	単管打込キャップ	φ 48.6mm用	個	4.00	仕分け部足場用
大型囲いわな	単管打込ミサイル	φ 48.6mm用	個	4.00	仕分け部足場用
大型囲いわな	階段枠	高1,725mm 幅450mm	個	1.00	仕分け部足場用
大型囲いわな	鋼製布板	幅500mm 長さ1829mm	枚	6.00	仕分け部足場用
大型囲いわな	遠隔操作捕獲システム	ロボットまるみえホカクン	式	1.00	
大型囲いわな	自動撮影カメラ	ハイクカム SP108-J	台	3.00	

現場説明書(閲覧用)

事業名	弟子屈地区エゾシカ誘引捕獲森林被害緊急対策事業(管理型捕獲)			
1. 法令等協議・届出について	<p>北海道知事への鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請兼従事者証交付申請については、当署にて別途申請手続きを行う。</p> <p>その他の協議等については、受委託者協議のうえ手続きを行うこととする。</p>			
2. 入林手続きについて	不要			
3. 用地等の確保について	<p>仮設建物敷指定 無</p> <p>注)指定箇所以外及び指定がない場所で国有林を利用したい時は、監督職員へ協議する。</p>			
4. 支障木の取扱いについて	支障となる立木が発生した場合には、監督職員へ報告すること。			
5. 山火事警防について	当署において定められている「国有林野山火事警防対策要綱」に基づき、万全の体制を講じること。			
6. 貸与資材の補償について	委託契約書(案)及び国有林野における鳥獣被害捕獲等事業の実施に係る共通仕様書のとおり。			
7. 施工方法等の指定について	閲覧時に示された付託仕訳書の機種・規格、材料の割増し等は、発注者が積算に用いたもので、受注者を拘束するものではない。			
8. 労務等単価について	<p>本事業は令和7年3月1日労務単価を使用している。</p> <p>刊行物単価等で使用している建設機械の賃料については、特に記載のない限り長期割引を行った単価である。</p>			
9. 直接工事費の項目について	付託仕訳書のとおり。			
10. 共通仮設費 積上げ項目について	事業費明細書 その他の直接経費のとおり。			
11. その他特記事項				
12. 積算に用いた諸数値				
① 通勤拠点から現場までの距離	一般道: 24.1km 林道: 0.20km	⑥ 冬期補正(労務費)	補正有	
② 事業日数	376日	⑦ 時間的制約を受ける事業の補正(労務費)	補正無	
うち冬期日数	131日	⑧ 施工時期補正(冬期補正)	補正有	
③ 施工地域補正	該当無し	⑨ 週休2日に係る補正	対象外	
④ 一般管理費等(前払金支出割合による補正)	補正無	⑩ 刊行物単価(四半期)の採用月	令和8年1月	
⑤ 一般管理費等(契約保証に係る補正)	補正無	⑪ 刊行物単価(四半期)以外の刊行物単価の採用月	該当無	